

令和 5 年 度
所管事項説明資料

都 市 建 設 部

都市建設部組織図

<令和5年5月1日現在>

部	課	係
都市建設部	土木課	管理係
		都市整備係
		維持係
	都市政策推進課	都市政策推進係
	建築管理課	建築係
設備係		
建築指導課	修繕係	
	建築指導係	
市営住宅課	開発保全係	
		管理係

所管業務	主要業務等
(1)道路、河川、橋梁、公園等の維持管理に関する事項	1)道路の維持管理 1,558 路線、477.7km 2)河川の維持管理 32 河川 3)橋梁の維持管理 67 橋 4)公園の維持管理 ・ 114 公園、7 緑地
(2)地籍調査に関する事項	市町村面積 81.01 km ² 調査対象面積 74.65 km ²
(3)土木工事に関する事項	道路・河川、公園等の工事
(4)緑化事業に関する事項	1)花と緑のサークル都市づくり事業 2)その他緑化事業の促進及び緑化思想の普及啓発
(5)街路に関する事項	都市計画道路の整備計画
(6)区画整理に関する事項	東室蘭第一、東室蘭第二、絵鞆、陣屋、水元、八丁平、中央の7地区
(7)道路、河川等の公共用地の取得及び支障物件の補償に関する事項	1)用地補償業務に関すること 2)公共事業施行に伴う貸付業務に関すること
(8)その他土木に関する事項	

所管業務	主要業務等
(1) 都市計画に関する事項	1) 都市計画変更・決定に関する事項 2) 室蘭圏広域都市計画協議会に関する事項 3) 都市計画マスタープランの改定に関する事項 4) 都市計画マスタープランに基づく施策に関する事項 5) 公園の計画（再編）に関する事項 6) 都市の将来像の企画に関する事項
(2) 市街地整備事業等に関する事項	1) 立地適正化計画の改定に関する事項 2) 都市再生整備計画等の面的整備事業の企画・調整に関する事項 3) 低未利用土地、オープンスペースの有効活用に関する事項 4) 市民意識の醸成などに関する施策の実施に関する事項
(3) 住宅政策に関する事項	1) 住宅マスタープランの改定に関する事項 2) 民間住宅に関する調査及び施策の実施に関する事項 3) 定住促進に資する施策の企画に関する事項
(4) 公共交通政策に関する事項	1) 地域公共交通網形成計画の改定に関する事項 2) 公共交通に関する調査及び施策の実施に関する事項
(5) 空き家対策等に関する事項	1) 空家等対策計画の改定に関する事項 2) 老朽危険空家の安全対策に関する調査及び施策の実施に関する事項 3) 安全空家の有効活用に関する調査及び施策の実施に関する事項

所管業務	主要業務等
(6) その他都市政策に関する事項	1) 室蘭圏幹線道路建設促進期成会に関する事項 2) その他道路整備要望に関する事項 3) 都市景観に関する事項 4) 駐車場法に基づく届け出に関する事項 5) 室蘭リゾート開発㈱の運営に関する事項

所管業務	主要業務等
(1) 建築及び建築設備工事（設計を含む。）に関する事項	公共建築物（小・中学校・庁舎・市営住宅等）の新築工事、改修工事の設計及び施工監理
(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期点検に関する事項	公共建築物のうち特定建築物の損傷、腐食、その他の劣化の状況について有資格者による定期点検を実施
(3) 長寿命化計画（市営住宅に係るものを除く。）に関する事項	公共建築物に関する個別施設の長寿命化計画（市営住宅に係るものを除く）の策定及び定期点検結果と施設管理者からの報告に基づく計画の管理

所管業務	主要業務等
(1) 建築基準法に基づく建築行政に関する事項	1) 建築確認審査 2) 建築基準法に基づく各種許認可 3) 法に基づく確認・許認可を受けた工事の完了検査 4) 既存建築物等の適正維持保全指導 5) 違反行為等の是正指導
(2) 宅地造成等規制法及び都市計画法に基づく宅地の造成又は開発に関する事項	1) 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可 2) 都市計画法に基づく開発行為許可 3) 法に基づく許認可を受けた工事の完了検査 4) 既存宅地の適正維持保全指導 5) 違反行為等の是正指導
(3) 建築物の耐震化促進に関する事項	耐震改修促進法に基づく建築物の耐震化促進
(4) 町の区域又はその名称の設定、変更等に関する事項	町の区域またはその名称の設定、変更及び廃止に係る事務
(5) 住居表示に関する事項	街区符号及び住居番号の設定、変更及び廃止に係る事務
(6) その他建築、宅地及び開発関係法令並びに民間住宅行政に係る指導又は相談に関する事項	1) 建築物・宅地に関する各種証明書の交付事務 2) 住宅用家屋証明書の交付事務 3) 室蘭市土地建物安全安心改修資金融資に係る事務 4) 住宅金融支援機構災害復興住宅融資に係る事務 5) 長期優良住宅法に基づく長期優良住宅認定 6) 低炭素化法に基づく低炭素建築物新築等計画認定

所管業務	主要業務等												
<p>(1)市営住宅の建設及び管理に関する事項</p>	<p>1)市営住宅の維持管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理戸数 162 棟 4,269 戸 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">公営住宅</td> <td style="padding-left: 20px;">3,347 戸</td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改良住宅</td> <td>676 戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>246 戸</td> <td></td> </tr> </table> <p>2)市営住宅の建設に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東町たいわ・汐見団地建替事業 ・道営住宅白鳥台2丁目団地取得事業 	{	公営住宅	3,347 戸	}		改良住宅	676 戸			その他	246 戸	
{	公営住宅	3,347 戸	}										
	改良住宅	676 戸											
	その他	246 戸											
<p>(2)市営住宅の住環境整備に係る施策の調査及び企画に関する事項</p>	<p>市営住宅の住環境整備に関する業務</p>												
<p>(3)長寿命化計画（市営住宅に係るものに限る。）に関する事項</p>	<p>長寿命化計画に基づく改善事業</p>												
<p>(4)その他市営住宅行政に関する事項</p>													